

2020年4月7日

株式会社ミーロード
代表取締役 仇 莉 様

適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本 代表理事 佐々木幸孝

再要請 (2)

過日は当機構の2019年11月28日付「再要請」に対し、同年12月10日付「回答書」をご送付いただき、ありがとうございました。

ご回答の内容を踏まえて「トクトクコース」の注文確認画面を確認いたしましたところ、確かに改善はいただいているところですが、なお一部について改善が必要との判断に至りましたので、下記事項を要請いたします。重ねてのお願いとなりますが、消費者が誤認なく契約するために必要な措置と考えますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本書面への回答につきましては、5月15日（金）までに書面にてお送りくださいますようお願いいたします。

記

1. 実施いただいた改善内容

「肥後すっぽんもろみ酢 トクトクコース」の注文確認画面の標題部分に（4回定期購入コース初回500円、4回合計9,374円）と記載されていることを確認しました。

2. 加えて改善をお願いしたい点

金額欄において、この注文により支払義務が確定する金額を明示してください。具体的には、下記の例を参考にご検討ください。

<現在の金額欄の表示>

小計	¥ 500
送料	¥ 0
合計	¥ 500

<改善を求める表示（例）>

※ この表示例は、トクトクコースウェブサイトの表示から作成しましたが、適用になる単価等に違いがありましたらその内容をご説明ください。

この注文により確定する請求額

初回お届け商品代金	¥ 500
第2回お届け商品代金	¥ 2,958
第3回お届け商品代金	¥ 2,958
第4回お届け商品代金	¥ 2,958
送料	¥ 0
合計（税込）	¥ 9,374

※5回目以降も休止・解約の連絡がない限り毎月自動的に商品を発送します。

その際の1回ごとの商品代金も、通常価格2,958円（税込、送料無料）となります。

3. 改善を要請する理由（添付資料参照）

平成 29 年 11 月 1 日付消費者庁次長及び経済産業省大臣官房商務・サービス審議官名の通達「特定商取引に関する法律等の施行について」の（別添 7）「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」において、「Ⅱ いわゆる定期購入契約の場合」について

指示の対象とならないであろう確認画面の例として

- ・【画面例 7】（15 頁）及び【画面例 8】（16 頁）

指示の対象となるおそれがある例として

- ・【画面例 10】（18 頁）

がそれぞれ示されています。

これらの画面例と比較して本件について検討した場合、金額欄の「合計¥500」としている現在の表示は、他に詳細の表示があったとしても定期購入契約の内容を誤認させるおそれがあると考えますので、改善を要請する次第です。

以 上

〔添付資料〕

「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」

<本件に関するお問合せ・ご回答の送付先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15

プラザエフ 6 階

消費者機構日本事務局 担当：五藤、磯辺

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077